

# 加入要件と加入までの流れ

加入をご検討いただける場合は、当組合の加入要件を満たしているかご確認ください。

## ○加入要件

- ①電子機器および電子部品の開発、設計、製造、加工、組立または検査を主たる事業目的とする事業所。  
(医療器具機械、計量器および公衆電気通信設備を除く)
- ②被保険者数が50名以上。
- ③平均標準報酬月額が当組合の平均を下回らないこと。
- ④平均年齢および扶養率(被扶養者数÷被保険者数)が当組合の平均を上回らないこと。
- ⑤直近3ヶ年の業績が良好な事業所であること(保険料収納状況、決算内容等)

[参考：ホームページ組合案内](#)

お問い合わせ先

〒111-8530  
東京都台東区雷門1-13-8  
東京電子機械工業健康保険組合  
業務部 適用課  
電話 03-3843-1451 FAX 03-3843-1458

## ○ご加入までの流れ

### ステップ1(まずはご相談ください)

当組合への加入をご検討されている場合は、上記「加入要件」を満たしているかどうかをご確認のうえ、お電話にてご連絡ください。

### ステップ2(加入申出書の提出)

「加入申出書」に必要事項を記載し、法人登記簿謄本(写)および決算書(3ヶ年の写)を添付のうえ適用課までご郵送またはFAXしてください。

### ステップ3(組合内部審査)

いただいた「加入申出書」等により組合内部で審査を行います。  
内部審査において、別途、補足資料の提出をお願いする場合があります。

### ステップ4(理事会、組合会による編入審議)

理事会、組合会にて編入審議を行ないます。  
理事会、組合会は年3回、7月、12月、2月に行われます。

### ステップ5(資料作成→提出)

理事会、組合会で編入承認を受けた後、編入手続きに必要な書類の作成、提出をお願いします。  
(被保険者・被扶養者名簿のデータ作成、編入同意署名のとりまとめ等)

### ステップ6(編入認可申請)

編入予定日1ヶ月前の月初に、必要書類を揃えて、関東信越厚生局へ編入認可申請書を提出します。

### ステップ7(編入)

編入日の数日前に、事務担当者向けに当健保会館にて編入説明会を開催いたします。